特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

刈谷市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

刈谷市長

公表日

令和8年9月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、歯周病検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 （1）検診の対象者であるか否かの確認に関する事務 （2）検診等の実施に関する事務 （3）検診情報の記録管理等に関する事務
③システムの名称	1　番号連携システム 2　中間サーバー 3　地域健康支援システム

2. 特定個人情報ファイル名
健診ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表の１１１の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１３９の項 【情報照会の根拠】 番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表１３９の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉健康部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒448-0858　刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター） 電話番号　0566-23-9559

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒448-0858　刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター） 電話番号　0566-23-9559

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　10万人以上30万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査					
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査		

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署　①部署	福祉健康部健康課	福祉健康部健康推進課	事後	
平成29年4月1日	評価実施機関における担当部署　②所属長	健康課長　岩見　真人	健康推進課長　岩見　真人	事後	
平成29年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	刈谷市役所福祉健康部健康課（保健センター）	刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター）	事後	
平成29年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	刈谷市役所福祉健康部健康課（保健センター）	刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター）	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署　②所属長	健康推進課長　岩見　真人	健康推進課長　大西　裕子	事後	
平成31年4月10日	評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	健康推進課長　大西　裕子	健康推進課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年4月10日	リスク対策	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和4年3月7日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき健康増進事業事務を行い、事業の対象者であるか否かの確認で特定個人情報を取り扱う。	健康増進法に基づき、歯周病検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及びがん検診に関する事務を行い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 （1）検診の対象者であるか否かの確認に関する事務 （2）検診等の実施に関する事務 （3）検診情報の記録管理等に関する事務	事前	
令和4年3月7日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	統合番号連携システム	1　統合番号連携システム 2　中間サーバー 3　地域健康支援システム	事前	
令和4年3月7日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月7日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	―	1　番号法第19条第8号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 　102の2の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 　102の2の項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 　第50条 （2）情報提供の根拠 　第50条	事前	
令和4年3月7日	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[　]委託しない 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か[十分である]	事前	
令和4年3月7日	6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）	[　]接続しない（入手）　[　]接続しない（提供） 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[十分である]	事前	
令和5年4月12日	1．対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	
令和5年4月12日	1．提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ　7．請求先	〒448-0858　刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター） 電話番号　0566-23-8877	〒448-0858　刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター） 電話番号　0566-23-9559	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅰ 8. 連絡先	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター） 電話番号 0566-23-8877	〒448-0858 刈谷市若松町3丁目8番地2 刈谷市役所福祉健康部健康推進課（保健センター） 電話番号 0566-23-9559	事後	
令和6年4月1日	Ⅳ 8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 統合番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	1 番号連携システム 2 中間サーバー 3 地域健康支援システム	事前	
令和6年12月9日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項及び別表第1の76の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で 定める事務を定める命令第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表の111の項	事後	
令和6年12月9日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号及び別表第2 （1）別表第2における情報照会の根拠 102の2の項 （2）別表第2における情報提供の根拠 102の2の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令 （1）情報照会の根拠 第50条 （2）情報提供の根拠 第50条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和6年12月9日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	【○】提供・移転しない	不正な提供・移転が行われるリスクへの対応は十分か 【十分である】	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	Ⅳ　リスク対策 ８．人手を介在させる作業	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正
令和6年12月9日	Ⅳ　リスク対策 １１．最も優先度が高いと考えられる対策	（記載なし）	（項目を追加）	事後	様式の変更に伴う修正